平成29年度

社会福祉法人監査調書

【法人本部監査用】

平成29年7月1日を基準日として作成のこと

（会計管理編は平成29年3月31日を基準日とする）

２９年７月１日を基準日として作成のこと

　　・各確認事項について、該当項目に「☑」をしてください。

　　・最終ページに記載の「添付資料（１）～（１１）」を忘れずに提出してください。

　　・監査調書【会計管理編】も併せて提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 電話番号 |  |
| F　A　X |  |
| 調書作成者 |  |
| 調書作成年月日 | 平成　　年　　月　　日 |

法人本部編

【Ⅰ　組織経営 】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| **Ⅰ　定　款** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が欠けていないか、また記載された内容が事実に反するものとなっていないか。 | ・定款 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 定款変更を要する事項について変更手続きをしているか。 | ・評議員会議事録・事業計画 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 | ・評議員会議事録・評議員会招集通知・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－2 | 評議員会決議後速やかに所轄庁による定款の変更の認可を受けているか（所轄庁の認可が不要な事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。 | ・変更認可書・定款変更届出書 | □ | □ | □ |
| 3－1 | 定款を事務所に備え置いているか。 | ・定款又はその電磁的記録 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 | ・法人ＨＰ等 | □ | □ | □ |
| 3－3 | 公表している定款は直近のものであるか。 | ・公表の方法に関する規程・定款 | □ | □ | □ |
| **２　内部管理体制** |  | □ | □ | □ |
|  | 1－1 | 内部管理体制が理事会で決定されているか。 | ・関係規程類・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 | ・関連規程 | □ | □ | □ |
| **３　評議員・評議員会** |  |  |  | □ |
| （１）評議員の選任 | 1－1 | 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 | ・選任に関する書類（選任解任委員会　　資料、その議事録） | □ | □ | □ |
| 1－2 | 就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できるか。 | ・就任承諾書 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 | ・評議員の選任手続きにおける関係書類(履歴書、誓約書等)・役員名簿・選任解任委員会議事録・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－2 | 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－4 | 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－5 | 実際に評議員会に参画できない者が名目的に選任されていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－6 | 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 | □ | □ | □ |

１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （１）評議員の選任 | 2－7 | 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 | ・評議員の選任手続きにおける関係書類(履歴書、誓約書等)・役員名簿・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 3 | 在任する評議員の数は、定款で定めた理事及び在任する理事の員数を超えているか。 | ・定款・評議員・役員名簿・評議員の選任に関する書類 | □ | □ | □ |
| ★ | 欠員は速やかに補充されているか。 | ・稟議書等 | □ | □ | □ |
| （２）評議員会の招集・運営 | 1－1 | 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 | ・評議員招集通知（通知が省略された場合には評議員全員の同意が確認できる書類） | □ | □ | □ |
| 1－2 | 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 | ・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ているか。 | ・承諾に係る記録 | □ | □ | □ |
| 1－4　 | 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 | ・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 | ・定款・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－2 | 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 | □ | □ | □ |
| 2－4 | 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 | ・法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか確認した書類 | □ | □ | □ |
| 2－5 | 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 | ・同意の意思表示の書面又は電磁的記録 | □ | □ | □ |
| 3－1 | 厚生労働省令に定めるところにより議事録を作成しているか。 | ・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 議事録が法人の事務所に法定の期間（評議員会の日から10年間を主たる事務所に、5年間議事録の写しを従たる事務所に）備え置かれているか。 | ・評議員会議事録 | □ | □ | □ |

２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （２）評議員会の招集・運営 | 3－3 | 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所にみなされた日から10年間備え置いているか。 | ・同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録 | □ | □ | □ |
| 3－4 | 議事録には、定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印しているか。 | ・評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| ★ | 監事が評議員会へ報告すべき事項が報告されているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 議事録は、議案、資料とともに編綴・保存されているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 議事録を評議員及び債権者からの閲覧・謄写請求があった場合、適切に対応しているか。 | ・関連規程及び資料 | □ | □ | □ |
| **４　理　事** |  |  |  |  |
| （１）定　数 | 1－1 | 定款に定める員数が選任されているか。 | ・定款・理事の選任に関する評議員会議事録・理事会議事録・その他関係書類 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 欠員が生じていないか。 | □ | □ | □ |
| （２）選任及び解任 | 1－1 | 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 | ・評議員会議事録・評議員会招集通知・評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会議事録・就任承諾書等 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 就任承諾書等により理事の就任承諾の意思表示があったことが確認できるか。 | ・就任承諾書等 | □ | □ | □ |
| （３）適格性 | 1－1 | 欠格事由を有する者が選任されていないか。 | ・役員選任手続き書類（履歴書、誓約書　等）・役員名簿・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 各理事について、特殊関係者が上限を超えて含まれていないか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員（理事及び監事）の総数の５分の１までとなっているか。 | □ | □ | □ |
| 1－4 | 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。 | □ | □ | □ |
| 1－5 | 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。 | □ | □ | □ |
| 1－6 | 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | □ | □ | □ |
| （３）適格性 | 2－1 | 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。 | ・役員選任手続き書類（履歴書等）・役員名簿・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |

３

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （３）適格性 | 2－2 | 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 | ・役員選任手続き書類（履歴書等）・役員名簿・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。（複数施設を保有する場合は、最低１人は選任すること。） | □ | □ | □ |
| （４）理事長 | 1－1 | 理事会の決議で理事長を選定しているか。 | ・定款・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 | □ | □ | □ |
| **５　監　事** |  | □ | □ | □ |
| （１）定　数 | 1－1 | 定款に定める員数が選任されているか。 | ・定款・監事の選任に関する評議員会議事録・理事会議事録・その他関係書類 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 欠員が生じていないか。 | □ | □ | □ |
| （２）選任及び解任 | 1－1 | 評議員会の決議により選任されているか。 | ・評議員会議事録・評議員会招集通知・評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会議事録" | □ | □ | □ |
| 1－2 | 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 | ・監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。 | ・評議員会議事録・評議員会招集通知・評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会議事録" | □ | □ | □ |
| 1－4 | 就任承諾書等により監事の就任承諾の意思表示があったことが確認できるか。 | ・就任承諾書等 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 欠格事由を有する者が選任されていないか。 | ・監事の選任手続きにおける関係書類(履歴書、誓約書等)・役員名簿・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 2－2 | 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－4 | 社会福祉協議会にあっては､関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか |  |  |  |
| 2－5 | 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 |  |  |  |

４

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （２）選任及び解任 | 2－6 | 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | ・役員名簿・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 3 | 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 | □ | □ | □ |
| （３）職務・義務 | 1－1 | 理事の職務執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 | ・監査報告・監査報告の内容の通知 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 理事会への出席義務を履行しているか。 | ・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 監事の全員が欠席した理事会はないか。 | □ | □ | □ |
| **６　理事会** |  | □ | □ | □ |
| （１）審議状況 | 1－1 | 権限を有する者が招集しているか。 | ・理事会招集通知・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 | ・同意を証する書類 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 決議に、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 | ・定款・理事会議事録・理事の職務執行に関する規程 | □ | □ | □ |
| 2－2 | 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－4 | 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－5 | 欠席した理事が書面により議決権の行使が行われていないか。 | □ | □ | □ |
| 3－1 | 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 | ・理事会議事録・理事に委任する事項を定める規程等 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 理事に委任される範囲が明確になっているか。 | □ | □ | □ |
| 4 | 実際に開催された理事会において、必要な回数以上､理事長・業務執行理事の職務の執行状況が報告がされているか。 | ・定款・理事会議事録" | □ | □ | □ |
| （２）記録 | 1－1 | 法令で定めるところにより理事会議事録が作成されているか。 | ・定款・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 | □ | □ | □ |

５

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （２）記録 | 1－3 | 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 | ・理事全員の同意の意思表示を記した書類 | □ | □ | □ |
| 1－4 | 議事録又は意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間（理事会の日から10年間）備え置いているか。 | ・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－5 | 理事会の決議があったとみなされた場合（省略した場合）に、決議があった日から10年間同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に備え置いているか。 | ・理事全員の同意の意思表示を記した書類 | □ | □ | □ |
| 1－6 | 議事録は、議案、資料とともに編綴・保存されているか。 | ・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| ★ | 予算以外で新たな資金借入を行う場合、理事会で資金の使途、担保物件、償還計画等実質的な審議が行われているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 理事長が専決する日常の業務が、理事会において定められているか。（専決規程等） | □ | □ | □ |
| ★ | 定款で定める施設長他の重要な職員の選任及び解任について、理事会で審議、議決がされているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 議事を正確に記録しているか。（発言要旨、議事経過、表決結果等） | □ | □ | □ |
| ★ | 事業計画と予算を年度開始前の理事会で審議・議決しているか。 | □ | □ | □ |
| **７　会計監査人（該当法人のみ）** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 | ・定款・会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人を設置しているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。 | □ | □ | □ |
| 2 | 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。 | ・評議員会議事録・理事会議事録・監事の過半数が同意を証する書類(理事か議事録に記載がない場合)・会計監査人候補者の選定に関する書類 | □ | □ | □ |

６

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
|  | 3－1 | 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 | ・会計監査報告・会計監査人が会計報告を特定監事及び特定理事にした通知文書 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。 | □ | □ | □ |
| **８　評議員、理事、監事（及び会計監査人）の報酬** |  |  |  |  |
| （１）報酬 | 1 | 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 | ・定款 | □ | □ | □ |
| 2 | 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 | ・定款・評議員会議事録" | □ | □ | □ |
| 3－1 | 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 | ・定款・評議員会議事録、監事報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 | □ | □ | □ |
| 4 | 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。 | ・理事会議事録・監事の過半数の同意を得たことを証する書類" | □ | □ | □ |
| （２）報酬支給基準 | 1－1 | 理事、監事及び評議員に対する報酬等について支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 | ・報酬等の支給基準・評議員会議事録" | □ | □ | □ |
| 1－2 | 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 | ・法人ホームページ等 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討を行ったか。 | ・支給基準検討資料等 | □ | □ | □ |
| （３）報酬の支給 | 1－1 | 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | ・定款・評議員会議事録・報酬等の支給基準・報酬等の支払いの内容が確認できる書類 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 報酬は勤務実態に即して支給されているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 施設内で開催された理事会に際して、当該施設に勤務する理事に費用弁償をしていないか。 | □ | □ | □ |
|  | ★ | 給与と報酬とが調整されているか。 | □ | □ | □ |

７

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （４）報酬等の総額の公表 |  | 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。 | ・法人ホームページ等・開示システム | □ | □ | □ |

【Ⅱ　事　業 】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| **１　事業一般** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 定款に定めている事業が実施されているか。 | ・定款・事業報告等 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 定款に定めていない事業が実施されていないか。 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活もしくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。 | ・事業報告等・現況報告等" | □ | □ | □ |
| 2－2 | 地域公益取組を実施していない場合は、その理由が明確となっているか。 | □ | □ | □ |
| **２　社会福祉事業** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 | ・計算書類及びその附属明細書 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められない使途に充てていないか。（公益事業(関係法令通知により認められる事業を除く)又は収益事業に充てていないか。） | □ | □ | □ |
| 2 | 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。 | ・定款・貸借対照表・財産目録・登記簿謄本又は登記事項証明書" | □ | □ | □ |
| **３　公益事業** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「業区分欄及び拠点区分間繰入金明細書」）・事業報告 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 会計は公益事業区分として経理しているか。 | □ | □ | □ |

８

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
|  | ★ | 公益事業により剰余金を生じたときは、法人が行う公益事業又は社会福祉事業に充てられているか。 | ・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| **４　収益事業** |  |  |  |  |
|  | 1－1 | 社会福祉事業又は政令で定める公益事業（社会福祉法施行令第４条及びH14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）の経営に収益が充てられているか。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分監及び拠点区分間繰入金明細書」）・事業報告・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 収益事業の経営により、法人の行う社会福祉事業の経営に支障を来していないか。　 | □ | □ | □ |
| 2－1 | 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | ・計算書類・収益事業の事業内容が確認できる書類　(事業報告等) | □ | □ | □ |
| 2－2 | 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 | □ | □ | □ |
| 2－3 | 収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがあるものでないか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 会計は収益事業区分として経理しているか。 | □ | □ | □ |

【Ⅲ　管　理】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| **１　人事・労務管理** |  |  |  |  |
| （１）人事管理 | 1－1 | 重要な役割を担う職員の選任及び解任は理事会の決議を経て行われているか。 | ・理事会議事録・職員の任免に関する規程 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 職員の任免は適正な手続きにより行われているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 理事長が専決できる人事の範囲をあらかじめ専決規程等に規定しているか。 | ・理事長専決規程 | □ | □ | □ |
| 1－4 | 職員の採用・任免・退職にあたっては（臨時、パート職員を含む）辞令書等の書面を交付しているか。（採用時には労働条件を書面で明示する必要有り：就業規則、契約書等） | ・雇用契約書等の書類 | □ | □ | □ |
| ★ | 労働者名簿が整備、保存されているか。（保存年限：３年） | ・労働者名簿 | □ | □ | □ |
| ★ | 賃金台帳が整備、保存されているか（保存年限：３年） | ・賃金台帳 | □ | □ | □ |
| ★ | 法人内で不正な行為等を発見し、通報した職員に対し不利益な取扱をしていないか。 | ・公益通報関係書類 | □ | □ | □ |

９

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （２）労務管理 | ★ | 就業規則を作成しているか。 | ・就業規則 | □ | □ | □ |
| ★ | 時間外勤務等がある場合36条協定が締結されているか。 | ・36条協定書 | □ | □ | □ |
| ★ | 就業規則（給与規程・旅費規程等）・36条協定等について、所轄の労働基準監督署に届出ているか。 | ・就業規則 | □ | □ | □ |
| ★ | 就業規則（給与規程・旅費規程等）に基づき給与の支給、休暇の付与等を適正に運用しているか。 | ・賃金台帳・年休取得簿 | □ | □ | □ |
| ★ | 諸手当は届出・挙証資料の確認等をしたうえで適正に支給しているか。 | ・給与手当帳簿 | □ | □ | □ |
| ★ | 役員の親族等の特殊関係のある職員がいる場合、その任用又は給与が他の職員と均衡が保たれているか。 | ・賃金台帳 | □ | □ | □ |
| **２　資産管理** |  |  |  |  |
| （１）基本財産 | 1－1 | 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 | ・定款・財産目録・登記簿謄本又は登記事項証明書・国又は地方公共団体の使用許可証・理事会、評議員会議事録 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 | □ | □ | □ |
| ★ | 固定資産管理台帳（不動産）と登記簿謄本又は登記事項証明書の内容が一致しているか。 | ・登記簿謄本又は登記事項証明書 | □ | □ | □ |
| ★ | 基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産が固定資産管理台帳等で明確に区分され管理されているか。 | ・固定資産管理台帳 | □ | □ | □ |
| （２）基本財産以外の財産 | 1－1 | 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 | ・資産の管理運用に関する規程・理事会議事録・計算書類等 | □ | □ | □ |
| 1－2 | その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理は、適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 | □ | □ | □ |

１０

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （３）株式保有 | 1－1 | 株式の保有が法令上認められるものであるか。 | ・株式に保有及び取引の状況を確認できる書類 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 株式保有等を行っている場合（全株式の20％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 | □ | □ | □ |
| 1－3 | 資産運用で取得した株は上場株や店頭株のように証券会社の通常の取引により取得しているか。 | ・取得関係書類 | □ | □ | □ |
| 1－4 | 保有株数は、当該企業の全株式の２分の１を超えていないか。 | ・株式発行企業等の経営状況が確認できる書類・有価証券 | □ | □ | □ |
| ★ | 株式等（投資信託含む）を保有している場合、保有について定款に定めているか。 | ・定款・有価証券 | □ | □ | □ |
| ★ | 株式等を保有している場合、理事会に諮っているか。 | ・理事会議事録 | □ | □ | □ |
| ★ | 有価証券台帳を作成しているか。 | ・有価証券台帳 | □ | □ | □ |
| （４）不動産の借用 | 1－1 | 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、当該不動産について国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 | ・登記簿謄本又は登記事項証明書・国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用を求めていることを証する書類(賃貸借契約書等)・法人が行う事業・施設が確認できる書類 | □ | □ | □ |
| 1－2 | 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の地上権・賃借権を設定し、かつ、登記がなされているか。〔登記が不要な場合を除く〕 | □ | □ | □ |
|  | 1－3 | 不動産借用に伴う賃借料は妥当な額となっているか。 | ・賃借料の積算根拠資料 | □ | □ | □ |

１１

【 Ⅳ　その他 】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 確　認　事　項 | 確認書類 | 適 | 不　適 | 非該当 |
| （１）特別利益供与の禁止 | １ | 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 | ・経理規程・給与規程等関係規程類・役員等報酬基準・計算関係書類・会計帳簿・証憑書類・履歴書等 | □ | □ | □ |
| （２）社会福祉充実計画 | １ | 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。 | ・社会福祉充実計画・事業報告・計算書類等 | □ | □ | □ |
| （３）情報の公開 | １ | 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 | ・法人ホームページ等 | □ | □ | □ |
| （４）その他 | 1 | 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | ・第三者評価の結果報告書等 | □ | □ | □ |
| ２ | 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 | ・苦情解決責任者・苦情受け付け担当者・第三者委員の任命に関する書類・苦情解決に関する規程類・周知のためのパンフレット | □ | □ | □ |
| 3－1 | 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に変更登記をしているか。 | ・登記簿謄本又は登記事項証明書 | □ | □ | □ |
| 3－2 | 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 | ・登記手続きの関係書類 | □ | □ | □ |

１２

**■添付書類**

下記の書類を添付して提出してください。

（１） 定款及び諸規程（前回監査以降変更のない規程等は省略可）

（２） 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

（３） 保有、使用又は借用している土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し

 　　 （前回監査以降変更のない場合は省略可）

（４） 計算書類等

計算書類の附属明細書、サービス区分のわかる貸借対照表（出力可能な場合）

注記事項（法人全体・拠点区分）、前年度の事業報告書

※現況報告書の提出時に併せ、提出済みの場合、提出の必要はありません。

（５） 預金残高証明書（※借入金があれば借入金残高証明書も添付）

（６） 指導監査実施年度の事業計画書及び予算書

（７） 決算諸表及び苦情解決結果を掲載した広報誌等

（８） パンフレット等

（９） 法人役員等名簿（理事・監事・評議員）※直近のもの

（１０）法人組織図

（１１）事務分掌表

１３